

2月18日、子どもを巻きこむな！リニアまんが訴訟 第8回口頭弁論開かれる

国家や行政の行き過ぎた行為に歯止めをかけるという点において、司法が独立した権力機構であることを、切に願う

2月18日、8回目の口頭弁論が甲府地裁で行われました。原告とサポーター、24名が参加し、傍聴しました。裁判長による準備書面の確認のあと、原告の川村晃生氏が最後の意見陳述を行いました。被告側は、度重なる原告側の主張に一切反論することができないまま、結審となりました。被告側は自らの正当性を論証することができなかったわけです。次ページに今回の意見陳述書を掲載します。

判決は、4月28日(火)で13時10分より、甲府地裁です。多くの方々の膨張をお願いします。



平成30年(行ウ)第2号 損害賠償命令請求住民訴訟事件

原告 川村晃生・野澤今朝幸

被告 山梨県知事 長崎幸太郎

意見陳述書

甲府地方裁判所民事部 御中

2020年2月18日

原告 〒400-0014 山梨県甲府市古府中町984-2 川村晃生

原告 〒409-3703 山梨県笛吹市芦川町中芦川431 野澤今朝幸

本日の結審にあたり、原告は本裁判への原告の思いを述べさせていただき、最終弁論とさせていただきます。

原告らは、被告・山梨県が偏向まんが冊子を作成、配布した当初から、行政が県民を不公平に選別し、窮地に立たしめるようなことがあってはならないと思ってきました。その具体的事実は準備書面に縷々書き継いできましたので、今はくり返しません。

最初に敲いた監査委員会の門は真実の扉を開けようともせず、取るに足らない議論で閉じてしまいました。私たちはもはや頼むところは司法のみとなったわけです。

さて、提訴以来、原告らがもっとも望んだことは法廷の場において被告の主張を聞きたいということでした。いったい被告はなぜ不見識きわまるまんが冊子を作ったのか、という私たちの疑問に対して、はたして被告が原告を説得するに足る論理と材料を持ち合わせているのかということです。しかしたびたびの、「求釈明」をふくむ原告の準備書面等の主張に対して、被告は何ら答えることはできませんでした。つまり被告は、せっかく被告の主張を公開の場で展開することができる機会を与えられているにも関わらず、それができなかったのです。原告はこうした被告の一貫した黙秘の態度が、自らの行為に正当性を与えることができず、またその誤ちを弁明するすべのないことを、被告自身告白しているに等しいと考えています。原告はこれだけで、すでに勝ち負けは明確になっていると思いますが、裁判官におかれては、まずこうした被告の所為に対して、厳正かつ毅然としたご判断を仰ぎたいと思います。

さてこのような不本意な過程を経て結審に至ったわけですが、それに際して、原告の思いをわが国の昨今の司法や裁判への所感をふくめて、以下に述べたいと思います。

わが国は建て前として三権分立の形をとっています。たとえば私たちの今回の一件のように、行政の法外な行為に遭遇した時、国民は誰しも司法がそれを是正してくれるものと期待します。なぜなら私たちは、その難問を持ち込む場が司法以外にないのですから、逆

にいえば司法はそれだけ大きな期待を国民から寄せられているということでもあります。

内閣が最高裁判所や下級裁判所の裁判官の任命権を持つという憲法の枠組は、国民から見ても真の三権分立を阻害するものと思われませんが、そのような人事の縛りの中でも、なお司法の独立性を守ろうとし、憲法 76 条 3 項に言う「その良心に従い独立してその職権を行っ」たと確信できる裁判官がいたことは、私たちにとって誇りであり、一すじの光明とも言えるものです。いま思いつくままにその事蹟を振り返ってみます。

まず想起されるのは、2008 年 4 月 10 日に名古屋高裁において下された、自衛隊のイラク派兵を、違憲とした判決です。同判決は憲法前文の平和的生存権を具体的権利として認定した画期的判断で、憲法の趣旨を余すところなく反映した判決として高く評価されるものです。

次に 2014 年 5 月 21 日に福井地裁において下された大飯原発 3, 4 号機の運転差止判決があります。この判決は憲法の保障する人格権を基底に据えて原発を捉え直した点に特徴がありますが、わけても判決理由の末尾に見られる「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」という一文は、裁判官のすぐれた倫理性を示すものとして傾聴に値するものです。(陳述の筋からは外れますが、過日原告川村はこの判決を下した樋口英明氏とお会いする機会を得ました。寡黙の中に強靱な信念をお持ちの方という印象を強く持ちました)

さて行政の裁量権に関わる裁判例として記憶に残るものは、歴史的景観権をめぐる争われた鞆の浦景観訴訟があります。歴史的景観権の存否については、1994 年 11 月 30 日に和歌山地裁において判決が下された和歌の浦景観訴訟において先鞭がつけられ、そこでは歴史的景観権は認定されませんでした。国立市のマンションの景観訴訟などを経て、徐々に景観権や、景観利益の認定が広がりを持ち始め、ついに鞆の浦訴訟においては、鞆の浦の持つ文化的、歴史的価値を認めたとそれを国民の財産とも言うべき公益と指摘しています。そしてその結果、鞆の浦の埋め立ては差し止められ、港湾の風景はそのまま残されることになりました。ここで注目されるのは、判決が道路等の公益性を認めつつも、その根拠となる調査や検討が不十分であることを根拠に、行政の裁量権の範囲を超えていると判断した点であります。この点は本訴訟と問題を共有できる部分であり、被告の行為に十分な調査や検討があったのか、吟味が必要でしょうが、少なくとも当該の裁判官は、この判決文の中で、裁量権とは何かという問題と真摯に向き合い熟慮したことが推察されるのです。

さて以上の事例から何が引き出せるのか、ということについて最後に本訴訟に関わらせて考えてみたいと思います。

まず第一に司法の独立性ということ。国家や行政の行為と真正面から向き合い、国民や市民の福祉という観点から問題を抉り出す、まさに司直の名にふさわしい判断と言えるものです。国家や行政の行き過ぎた行為に歯止めをかけるという点において、司法が独立した権力機構であることを、私たちに明示していると言ってよいでしょう。そしてそれこそ三権分立の名にふさわしいと考えます。原告は本訴訟においても、こうした判断が下されることを切に願うものです。

すべての判決は、これまでもまたこれから、長い裁判史の中にそれぞれの足跡を残していきます。そしてその判決が裁判史の中に埋れてしまうか、それとも燦然と光を放ち続けるかは、その判決がどこまで時流の真実ではなく人間の不変の真実に近づき得るかにかかっていると思います。そしてそれは、その判決が下された時点よりも、それ以降の長い時間の中でその真価が問われていくと思います。言い換えれば、判決は常に歴史の風雪に曝され、歴史の審判を受け続けると言えるでしょう。その好例が上記のいくつかの判決です。

本訴訟においても、裁判官は原告の主張を正當に評価され、また被告の無定見かつ内省を欠く政務の遂行に厳正に対処され、裁判史上に光を放つような判決が下されることを、原告は強く願ひ、期待しております。

以上